

知多市告示第 3 2 号

知多市風しん予防接種費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市風しん予防接種費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市風しん予防接種費補助金（以下「補助金」という。）は、風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を抑えるため、当該疾病の予防接種事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該予防接種を受けた者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 この事業において風しん予防接種（以下「予防接種」という。）を受けることができる者（以下「接種対象者」という。）は、知多市に住所を有する妊娠を希望する女性、その夫（内縁関係にある者及び事実婚とみなされる者を含む。以下この条において「夫」という。）及び妊婦の夫とする。

(認定要件)

第 3 条 接種対象者が、次の各号のいずれかの事由により委託医療機関で予防接種を受けることが困難な場合において補助金の交付申請をすることができる。ただし、滞在先の市町村に依頼して、当該自治体で費用を負担する接種が可能な場合を除く。

- (1) 特殊な疾患を有する者で、委託医療機関での接種ができないとき又は市外の医療機関に通院しているとき。
- (2) 市外にある医療機関に入院している場合で、市内に戻ることができないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(接種回数)

第4条 接種回数は、1人1回とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 麻しん風しん混合ワクチン 接種に要した経費から5,100円を差し引いた額とし、5,370円を上限とする。

(2) 風しんワクチン 接種に要した経費から3,320円を差し引いた額とし、3,600円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者については、同項第1号に掲げる接種にあつては10,470円、同項第2号に掲げる接種にあつては6,920円を上限とする。

（認定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市風しん予防接種費補助対象者認定申請書（第1号様式）を接種前に市長に提出しなければならない。ただし、接種までに期間がなく、やむを得ないと認める場合は、電話等による認定申請を認めるものとする。

（権限の委任）

第7条 第3条に規定する認定要件に該当し、補助金の交付を受けようとする本人は、委任状（第2号様式）により知多市風しん予防接種費補助対象者認定申請、補助金交付申請及び補助金受領に関する権限を委任することができるものとする。

（認定申請に対する審査及び通知）

第8条 市長は、第6条の認定申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を申請する資格がある者（以下「補助対象者」という。）として認定し、知多市風しん予防接種費補助対象者認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当と認めるときは、予防接種を実施する医療機関等に対

し、予防接種実施依頼書（第４号様式）により当該予防接種を依頼するものとする。

- ３ 第１項の審査の結果、適当と認められないときは、知多市風しん予防接種費補助対象者認定却下通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第９条 前条第１項の規定により補助対象者として認定を受けた者は、被接種対象者が予防接種を受けた後、知多市風しん予防接種費補助金交付申請書兼実績報告書（第６号様式）に予防接種予診票及び接種に要した金額のわかる領収書を添えて市長に提出しなければならない。

- ２ 前項の書類は、予防接種を受けた日の属する月の翌月の末日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- ３ 前項の規定による期限までに申請書等を提出することが困難と認められる理由がある場合にあっては、その理由の停止後、当該年度の末日までに速やかに提出するものとする。

- ４ 前２項の規定にかかわらず、当該年度中に補助対象者として認定を受けた者は、当該年度の翌年度も、この要綱による補助を受けることができるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第１０条 市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。この場合において、交付すべき補助金の額の確定は、交付の決定をもって行ったものとみなし、知多市風しん予防接種費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

- ２ 前項の審査の結果、適当と認められないときは、知多市風しん予防接種費補助金交付却下通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１１条 規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から３０日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助金は、額の確定後に交付するものとし、第10条第1項の規定により通知を受けた者は、知多市風しん予防接種費補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、申請者及び補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書に偽りの記載をして、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 本事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

知多市風しん予防接種費補助対象者認定申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

知多市風しん予防接種費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被 接 種 者 氏 名	
被 接 種 者 生 年 月 日	年 月 日
被 接 種 者 住 所	
滞 在 地 住 所 現在市外に滞在している場合のみ記入	
申 請 理 由	
実 施 医 療 機 関 等 名	
	電話番号 — —

第 2 号様式（第 7 条関係）

委 任 状

施設等所在地

施 設 等 名

職 ・ 氏 名

上記の者を代理人と定め、知多市風しん予防接種費補助の対象者認定申請、交付申請及び補助金受領に関する権限を委任します。

年 月 日

知 多 市 長 様

氏 名

第3号様式（第8条関係）

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

知多市風しん予防接種費補助対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業については、知多市風しん
予防接種費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、本通知に記載のある内容で予防接
種を受けた場合に、補助金の交付を申請する資格があることを認定したので通知します。

被 接 種 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
実施医療機関等名		
有 効 期 限		年 月 日までに接種を受けてください。 期限後の接種は無効となります。

第4号様式（第8条関係）

知 発第 号
年 月 日

様

知多市長 印

予防接種実施依頼書

このことについて、次のとおり予防接種を実施して下さるようお願いします。
なお、当該接種に起因する健康被害が生じた場合は、当市が責任をもって処理いたします。

被 接 種 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳 か月）
	住 所	
予 防 接 種 名		
有 効 期 限		年 月 日までに接種を受けてください。 期限後の接種は無効となります。
この書類の有効期限は、 年 月 日までとし、接種完了後は予防接種予診票を被接種者にお渡し下さるようお願いします。 なお、この依頼書は予診票の写しとともに5年間の保存をお願いします。 接種費用については、本人負担となりますので、接種に要した金額がわかる領収書を被接種者に交付してください。 接種費用は、後日申請により補助金として交付する予定です。		

第 5 号様式（第 8 条関係）

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

知多市風しん予防接種費補助対象者認定却下通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業については、知多市風しん予防接種費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は、知多市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その取消しの訴えは当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して 6 か月以内に、提起することができます。

第6号様式（第9条関係）

知多市風しん予防接種費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住所

職・氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助対象者として認定通知の
あった補助事業について、知多市風しん予防接種費補助金交付要綱第9条第1項の規定
により、添付書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 額	金 円
被 生 活 保 護 受 給 者 の 単 価	単価は、接種にかかった費用又は 円のどちらか 低い方の金額となります。
上 記 以 外 の 単 価	単価は、接種にかかった費用から 円を控除した 金額又は 円のどちらか低い方の金額となります。
添付書類	① 予防接種予診票 ② 領収書（接種に要した金額のわかるもの）

注 施設等の場合は、その所在地と施設等の名称を記入してください。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

知多市風しん予防接種費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました補助事業については、知多市風しん予防接種費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

なお、補助金は指定の金融機関口座に振り込みます。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

知多市風しん予防接種費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました補助事業については、知多市予防接種費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は、知多市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その取消しの訴えは当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して 6 か月以内に、提起することができます。

第9号様式（第12条関係）

知多市風しん予防接種費補助金交付請求書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた補助事業について、知多市風しん予防接種費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額		金 円	
振 込 口 座	金 融 機 関 名	銀 行 農 協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	預 金 種 別	普 通	当 座
	口 座 番 号		
	フリガナ 名 義 人 氏 名		